

2019年8月6日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザリー部

## —中国（上海）自由貿易試験区関連—

### みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第493号)

# 国家外貨管理局上海市分局、 上海自由貿易区の外貨管理改革をさらに推進 4方面でイノベーション措置を実施

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は、2019年7月10日付けで『「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則（バージョン4.0）」の印刷・配布に関する通達』（上海匯發[2019]62号、以下『実施細則』という）を公布しました。『実施細則』は、昨年1月に公布された『国家外貨管理局上海市分局による「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則』の印刷・配布に関する通達』（上海匯發[2018]1号）<sup>1</sup>をベースとし、行政簡素化・権限移譲、貿易・投資の利便化、多国籍企業地域本部の発展、オフショア金融サービスの高度化の4方面から、上海自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」）における革新的な試行業務について定めており、公布の日より施行されました。

#### □ 行政簡素化・権限移譲を通じ、企業の行政コストを削減

『実施細則』では、企業の行政コストを削減するため、行政簡素化・権限移譲をより一層進め、関連措置を制定しました。そのポイントは以下のとおりです。また、上海自由貿易区内とそれ以外の地域における関連規定の比較については、次頁の図表1をご参考ください。

#### 行政簡素化・権限移譲関連措置のポイントについて

- ✓ 輸出入企業リスト登記及び国内個人の国外上場会社持株インセンティブプラン参加登記につき、関連システムを通じ、オンラインにおける申請手続きの取扱が可能
- ✓ 企業が外債抹消登記手続きを行う場合、関連業務完了後、銀行での直接申請が可能
- ✓ 企業外債抹消登記手続きに係る1カ月の期限を撤廃

<sup>1</sup> 『上海匯發[2018]1号』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第458号をご参照ください。以下のURLからダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cnbd/express/pdf/R419-0479-XF-0105.pdf>

【図表 1】上海自由貿易区内とそれ以外の地域における関連規定の比較について

行政事項	上海自由貿易区以外の地域	上海自由貿易区
輸出入企業リスト登記	✓ 企業は対外貿易経営権の取得後、関連資料を以て外貨局で登記手続きを行う (匯發[2012]38号 <sup>2</sup> 第11条)	✓ 区内主体 <sup>3</sup> は国家外貨管理局「数字外管」プラットフォームにおける国家外貨管理局行政サービスオンライン取扱システムを通じ、オンライン申請、提出資料の事前審査、リアルタイムでの照会が可能 (『実施細則』第6条)
国内個人の国外上場会社持株インセンティブプラン参加登記	✓ 個人の所属している国内会社は1社の国内代理機関に集中して委託し、国内代理機関は所在地の国家外貨管理局分局または外貨管理部へ外貨登記手続等を統一して行う(匯發[2012]7号 <sup>4</sup> 第2条、第3条)	
外債抹消登記	✓ 非銀行債務者の外債未償還残高がゼロで且つ今後、借入が発生しない場合、最後の1件の元利返済業務を行った後1ヶ月以内に、所在地の外貨局へ外債抹消登記を行う (匯發[2013]19号 <sup>5</sup> 『外債登記管理オペレーションガイドライン』7. 外債抹消登記)	✓ 上海自由貿易区内で登録し且つすでに外債登記業務を行ったノンバンク金融機関、中国資本企業、外商投資企業が外債契約に係る未償還残高をゼロと登記し、且つ今後借入が発生しない場合、最後の1件の元利返済業務を行い、関連の外債口座を閉鎖後、銀行での外債抹消登記の直接申請が可能(『実施細則』添付3の1)

(『実施細則』等に基づき、中国アドバイザリーパート作成)

## □ 貿易と投資の利便性を向上させ、クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルを改善

今回の『実施細則』では、区内企業の貿易と投資の利便性を向上させるため、上海自由貿易区自身の優位性及び他の自由貿易区や地域において模索し実行された政策をもとに、資本項目に係る改革措置を制定しました。

まずは、上海自由貿易区内での資本項目外貨収入支払利便化業務を試行することについて明確にしています(『実施細則』第12条)。その関連事項については、図表2をご参照ください。なお、資本項目外貨収入支払利便化業

【図表 2】資本項目外貨収入支払利便化業務の関連事項

項目	内容
利便化措置	✓ 区内企業の資本項目外貨収入 <sup>6</sup> による国内支払は、『資本項目外貨収入支払利便化試行業務支払指示書』により、条件に合致する銀行で直接手続きを行うことが可能 ✓ 1件ごとの真実性に係る証明資料の事前提出は不要(『実施細則』添付2の1)
管理モデル	✓ 外貨局はリアルタイムでマクロプルーデンス管理を行う ✓ 資本項目外貨収入支払利便化業務の限度額： <u>企業の資本項目収入発生額×マクロプルーデンス係数</u> <sup>7</sup> (『実施細則』添付2の2)
試行企業の条件	✓ 試行企業は区内の非金融企業(不動産企業、政府系融資プラットフォームを除く)で、以下の条件に合致 <ul style="list-style-type: none"> <li>直近1年間において外貨関連行政処罰記録なし(なお、設立して1年未満の企業は、設立日より外貨関連行政処罰記録なし)</li> <li>貨物貿易外貨収支リスト掲載企業である場合、その貨物貿易分類結果はA類でなければならない</li> </ul> (『実施細則』添付2の3)

(『実施細則』に基づき、中国アドバイザリーパート作成)

<sup>2</sup> 『国家外貨管理局による貨物貿易外貨管理法規関連問題の印刷・配布に関する通達』(匯發[2012]38号)<sup>3</sup> 区内主体には、試験区内の銀行(区内で登録している銀行及び区内の業務を取り扱う上海地域のその他の銀行を含む)、国内外企業、ノンバンク金融機関、個人が含まれています(『実施細則』第2条)。<sup>4</sup> 『国家外貨管理局による国内個人の国外上場会社持株インセンティブプラン参加に係る外貨管理の関連問題に関する通達』(匯發[2012]7号)<sup>5</sup> 『国家外貨管理局による「外債登記管理弁法」の配布に関する通達』(匯發[2013]19号)<sup>6</sup> 資本項目外貨収入には、外貨建て資本金、国内資産現金化口座内の資金、国内再投資専用口座内の資金、外貨外債資金及び国外上場による戻入資金が含まれます(『実施細則』添付2の1)。<sup>7</sup> マクロプルーデンス係数は暫定的に1とします。マクロプルーデンス係数が1を下回るとき、企業の資本項目外貨収入における利便化限度額以外の部分につき、現行の資本項目支払管理政策を執行します。

務については、2018年より段階的に広東自由貿易区、深セン前海深港現代サービス業合作区等において試行を展開しています。

次に、現行の外貨管理政策では、資本項目収入による国内持分投資について、「投資」を主要事業とする外商投資企業（外商投資性会社、外商投資ベンチャー投資企業及び外商投資持分投資企業を含む）に対しのみ認めています。『実施細則』では、区内の非投資性外商投資企業に対し、この制限を撤廃するとし、真実で合法であることを前提に、実際の登記規模に基づき、資本項目外貨収入または元転で得た人民元資金の国内持分投資への使用を許可すると定めています（『実施細則』第13条）。

また、クロスボーダー融資業務に対しても試行措置を制定しました。その詳細については図表3をご参考ください。なお、上海自由貿易区以外の地域においては、引き続き現行の関連規定に基づき施行されます。

**【図表3】上海自由貿易区における外債業務の関連措置について**

項目	従来	『実施細則』施行後
外債管理モデル	区内企業が外債を借り入れる際、「投注差」モデルを適用	✓ クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルへの切り替えを認める <sup>8</sup> （『実施細則』第14条）
外債に係る通貨種類	区内企業が外債を借り入れる際、引出通貨種類、償還通貨種類と契約締結通貨種類は一致すること (銀発[2017]9号 <sup>9</sup> 第7条)	✓ 外債の引出通貨種類、償還通貨種類と契約締結通貨種類の不一致を認める。 ✓ ただし、引出通貨種類と償還通貨種類は一致しなければならない （『実施細則』第15条）

（『実施細則』等に基づき、中国アドバイザリ一部作成）

## □ 多国籍企業地域本部の発展をサポート

企業が多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理業務を展開する場合、現行の『国家外貨管理局による「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定』の印刷・配布に関する通達』(匯発[2019]7号、以下『7号通達』という)<sup>10</sup>では多国籍企業が満たす条件の1つとして、前年度の人民元・外貨国際收支規模が1億ドル超であることを定めています。

今回の『実施細則』では、地域本部の発展をサポートし、企業資金の流動性管理の効率化のため、区内企業に対し、上述の条件を5,000万ドル超に引き下げました。また、その他関連事項については引き続き、『7号通達』に基づき取り扱うとしています（『実施細則』第21条）。

<sup>8</sup> ひとたび調整を行った後は、変更してはならないとしています（『実施細則』第14条）。また、クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルについては、『中国人民銀行による全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の関連事項についての通達』(銀発[2017]9号)の規定に基づき施行されます。その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第436号をご参照ください。以下のURLからダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cnbd/express/pdf/R419-0453-XF-0105.pdf>

<sup>9</sup> 『中国人民銀行による全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の関連事項についての通達』(銀発[2017]9号)

<sup>10</sup> 『7号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第485号をご参照ください。以下のURLからダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cnbd/express/pdf/R419-0511-XF-0105.pdf>

## □ 外貨 NRA 口座を活用し、オフショア金融サービスの高度化を

『実施細則』では、オフショア金融サービスの高度化を推進するため、外貨 NRA 口座（国外機関国内外貨口座）の機能を活かし、利便化措置を打ち出しています。その詳細については、以下をご参考ください。

### 外貨NRA口座の関連措置について

- ✓ 区内の銀行が国外機関のために貿易金融を実行・取り扱う場合、外貨資金を当該国外機関が債権銀行で開設した外貨NRA口座に入金することができる（『実施細則』第19条）
- ✓ 国外機関へ外貨貸付を実行する場合、外貨NRA口座内の資金を質権として受け入れることを認め、債権銀行はその貸付資金の国内における使用に対し、監督を行うこと（『実施細則』第20条）

\*

『実施細則』の詳細については、5 ページからの日本語仮訳および中国語原文をご参照ください。  
なお、具体的な実務手続き等については、国家外貨管理局上海市分局または上海自由貿易区の外資指定銀行にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部】

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家外汇管理局上海市分局关于印发《进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则（4.0 版）》的通知 上海汇发[2019]62 号</p> <p>上海市各外汇指定银行：</p> <p>为进一步支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，落实《国务院关于支持自由贸易试验区深化改革创新若干措施的通知》（国发[2018]38 号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，现就有关试验区外汇管理改革试点政策通知如下：</p> <p>一、放宽货物贸易电子单证审核条件。注册且营业场所均在区内的银行可自主审慎选择区内企业，为其办理货物贸易外汇收支时审核电子单证。区内货物贸易外汇管理分类等级为 A 类的企业无需开立出口收入待核查账户，货物贸易外汇收入可直接进入经常项目外汇账户或直接结汇进入人民币结算账户。</p> <p>二、允许区内符合条件的金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租人办理融资租赁时以外币形式收取租金。</p> <p>三、允许在区内试点实施资本项目外汇收入支付便利化业务，支持区内非投资性外商投资企业在真实、合规的前提下，按实际投资规模将资本项目外汇收入或结汇所得人民币资金依法用于境内股权投资。</p> <p>四、允许区内已确认选择“投注差”模式借用外债的企业，调整为以跨境融资宏观审慎管理模式借用外债，一经调整不得变更。</p>	<p>国家外貨管理局上海市分局による『中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則（バージョン 4.0）』の印刷・配布に関する通達 上海匯發[2019]62 号</p> <p>上海市各外貨指定銀行：</p> <p>さらに中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設を支持し、『國務院による自由貿易試験区改革・イノベーション深化を支持する若干の措置に関する通達』（国發[2018]38 号）等の文書の要求を実行するため、国家外貨管理局の批准を経て、ここに関連の試験区外貨管理改革試行政策について以下の通り通達する。</p> <p>1. 貨物貿易電子証憑の審査条件を緩和する。登録且つ営業場所がともに区内にある銀行は自ら慎重に区内企業を選択し、それのために貨物貿易外貨収支を取り扱うとき、電子証憑を審査することができる。区内貨物貿易外貨管理分類等級が A 類の企業は輸出収入審査待ち口座を開設する必要がなく、貨物貿易外貨収入は経常項目外貨口座もしくは直接元転して人民元決済口座に入金することができる。</p> <p>2. 区内の条件に合致する金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社および中国資本ファイナンスリース会社が国内の債務者へファイナンスリースを行うとき、外貨の形式でリース料を受け取ることを許可する。</p> <p>3. 区内における資本項目外貨収入支払利便化業務の試行を許可し、区内の非投資性外商投資企業が真実で合法である前提のもとで、実際の投資規模に基づき、資本項目外貨収入もしくは元転で得た人民元資金を法に基づき国内持分投資に用いることを支持する。</p> <p>4. 区内においてすでに「投注差」モデルを選択して外債を借り入れると決定した企業が、クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルでの外債借入への調整を許可する。ひとたび調整を行った後は、変更してはならない。</p>

五、放宽企业跨境融资签约币种、提款币种、偿还币种必须一致的要求，允许区内企业提款、偿还币种与签约币种不一致，但提款币种和偿还币种应保持一致。

六、允许区内企业的外债注销登记业务由企业至银行直接办理，取消企业办理该业务的时间限定。

七、支持发展总部经济和结算中心，优化跨国公司跨境资金集中运营管理业务。

八、支持发展外汇市场业务。对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的，注册且营业场所均在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。允许注册且营业场所均在区内的银行为境外机构办理其境内外汇账户（外汇 NRA 账户）结汇业务。

九、切实防范跨境资金流动风险。外汇试点业务应当具有真实合法交易基础，不得使用虚假、无效的交易单证办理业务。银行应当建立健全内控制度，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。外汇局加强非现场监测与现场核查检查，完善外汇收支预警指标体系，对异常或可疑情况进行风险提示。当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管理措施。

5. 企業のクロスボーダー融資に係る契約締結通貨種類、引出通貨種類、償還通貨種類は必ず一致するとの要求を緩和し、区内企業の引出通貨種類、償還通貨種類が契約締結通貨種類と一致しないことを許可する。ただし、引出通貨種類と償還通貨種類は一致しなければならない。

6. 区内企業の外債抹消登記業務につき、企業が銀行で直接行うことを許可し、企業が当該業務を行う時間的制限を撤廃する。

7. 地域本部経済・決済センターの発展を支持し、多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理業務を最適化する。

8. 外貨市場業務の発展を支持する。規定に基づき元転・外貨転直物取引の展開が可能な国外機関に対し、登録且つ営業場所がともに区内にある銀行はそれのために人民元と外貨デリバティブ商品取引を取り扱うことができる。登録且つ営業場所がともに区内にある銀行が国外機関のためにその国内外貨口座（外貨 NRA 口座）に係る元転業務を取り扱うことを許可する。

9. 確実にクロスボーダー資金流動リスクを防止する。外貨試行業務は真実で合法なベースとなる取引を備えなければならず、虚偽、無効な取引証憑を使って業務を取り扱ってはならない。銀行は内部統制制度を構築・改善し、「顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くす」の業務展開 3 原則に基づき全業務フローにおける真実性及びコンプライアンス性の審査メカニズムを改善し、合わせて業務を取り扱い、厳格にデータ及び異常・疑わしい状況に係る報告・送付義務を履行しなければならない。外貨局はオフサイト・モニタリング及び立入確認・検査を強化し、外貨収支早期警戒指標体系を改善し、異常もしくは疑わしい状況に対しリスク提示を行う。国際収支に重大な不均衡が発生もしくは発生する可能性があるとき、外貨局は相応の臨時的管理措置をとることができる。

<p>本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通为准。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局上海市分局反馈。</p> <p>特此通知。</p> <p>附件：进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则（4.0 版）</p> <p>国家外汇管理局上海市分局 2019年7月10日</p>	<p>10. 国家外貨管理局は国のマクロコントロール政策、外貨収支の形勢及び試行の展開状況に基づき、試行内容を調整する。</p> <p>本通達は公布の日より実施する。以前の規定と本通達が一致しない場合、本通達を基準とする。執行中に問題に遭遇した場合、速やかに国家外貨管理局上海市分局へフィードバックされたい。</p> <p>特にここに通知する。</p> <p>添付資料：中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則（バージョン4.0）</p> <p>国家外貨管理局 2019年7月10日</p>
<p>附件：</p> <p><b>进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则（4.0 版）</b></p> <p><b>第一章 总则</b></p> <p><b>第一条</b> 为进一步支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，落实《国务院关于支持自由贸易试验区深化改革创新若干措施的通知》（国发[2018]38号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，制定本实施细则。</p> <p><b>第二条</b> 试验区内银行（含注册在区内的银行以及办理区内业务的上海地区其他银行，下同）、境内外企业、非银行金融机构、个人（以下简称区内主体）适用本实施细则。</p> <p><b>第三条</b> 国家外汇管理局上海市分局（以下简称外汇局）具体负责监督管理试验区外币账户开立、资金划转、结售汇、外汇登记、本外币数据统计监测等事项。</p> <p><b>第四条</b> 区内机构、个人应当按照本办法及相关规定办理外汇业务；按现行外汇管理规定，及时、准确、完整地向外汇局报送相关数据信息；主动报告异常或可疑情况，配合监督</p>	<p>添付資料：</p> <p><b>中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則（バージョン4.0）</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条</b> さらに中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設を支持し、『國務院による自由貿易試験区改革・イノベーション深化を支持する若干の措置に関する通達』（国發[2018]38号）等の文書の要求を実行するため、国家外貨管理局の批准を経て、本実施細則を制定する。</p> <p><b>第2条</b> 試験区内の銀行（区内で登録している銀行及び区内の業務を取り扱う上海地域のその他の銀行を含む、以下同じ）、国内外企業、ノンバンク金融機関、個人（以下「区内主体」という）に本実施細則を適用する。</p> <p><b>第3条</b> 国家外貨管理局上海市分局（以下「外貨局」という）は具体的に、試験区における外貨口座の開設、資金の振替、元転・外貨転、外貨登記、人民元・外貨データ統計モニタリング等の事項の監督・管理に責任を負う。</p> <p><b>第4条</b> 区内の機関、個人は本弁法及び関連規定に基づき外貨業務を行わなければならない。現行の外貨管理規定に基づき、速やかに、正確に、完全に外貨局へ関連のデータ情報を報告・送付しなければならない。積極的に異常もし</p>

检查和调查。

银行应当建立健全内控制度，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。

**第五条** 区内主体应通过账户办理本实施细则规定的外汇管理试点业务。试点业务应当具有真实合法的交易基础，不得使用虚假合同等单证或构造交易。

**第六条** 区内主体可通过国家外汇管理局政务服务网提供的部分行政许可业务（如进出口单位名录登、境内个人参与境外上市公司股权激励计划登记）网上功能，进行在线申请、材料预审、实时查询。网站访问地址为国家外汇管理局“数字外管”平台 <http://zwfw.safe.gov.cn/asone>，国家外汇管理局政务服务网上办理系统。

## 第二章 经常项目业务

**第七条** 银行应在确保业务真实合规的基础上，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则办理经常项目购付汇、收结汇及划转等手续。对于资金性质不明确的业务，银行应要求办理的机构、个人主体进一步提供相关单证。服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。

**第八条** 注册且营业场所均在区内的银行可自主审慎选择区内企业，为其办理货物贸易外汇收支时审核电子单证，具体条件如下：

(一) 经办银行应具有完善的风险防范内控制度；具备接收、储存电子单证的技术平台

くは疑わしい状況を報告し、監督・検査及び調査に協力しなければならない。

銀行は内部統制制度を構築・改善し、「顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くす」の業務展開3原則に基づき全業務フローにおける真実性及びコンプライアンス性の審査メカニズムを改善し、合わせて業務を取り扱い、厳格にデータ及び異常・疑わしい状況に係る報告・送付義務を履行しなければならない。

**第5条** 区内主体は口座を通じて本実施細則が定める外貨管理試行業務を行わなければならない。試行業務は真実で合法なベースとなる取引を備えなければならず、虚偽の契約等の証憑もしくは取引をねつ造してはならない。

**第6条** 区内主体は国家外貨管理局行政サービス網が提供している一部行政許可業務（例えば輸出入企業リスト登録、国内個人の国外上場会社持株インセンティブプラン参加登記）のオンライン機能を通じ、オンライン申請、資料の事前審査、オンライン照会を行うことができる。ウェブサイトのアドレスは国家外貨管理局「数字外管」プラットフォーム <http://zwfw.safe.gov.cn/asone>、国家外貨管理局行政サービスオンライン取扱システムである。

## 第2章 経常項目業務

**第7条** 銀行は業務が真実で合法であると保証する基礎のうえで、「顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くす」の業務展開3原則に基づき、経常項目の外貨購入・支払、外貨受取・元転及び振替等の手続きを取り扱わなければならない。資金の性質が不明確な業務に対し、銀行は取扱機関、個人の主体にさらなる関連証憑の提供を求めなければならない。サービス貿易等の項目に係る対外支払については、引き続き規定に基づき税務届出表を提出しなければならない。

**第8条** 登録且つ営業場所がともに区内にある銀行は自ら慎重に区内企業を選択し、それのために貨物貿易外貨收支を取り扱うとき電子証憑を審査することができる。具体的な条件は以下のとおりである。

(1) 取扱銀行は完備されたリスク防止に係る内部統制制度を備えなければならない。電子証憑を受け取り、

或手段，且相关技术能够保证传输、储存电子单证的完整性、安全性；如经办银行某年度的外汇业务合规与审慎经营评估（原银行执行外汇管理规定年度考核）结果为B-类及以下，自收到评估结果之日起三年之内不得再为新客户以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支；经办银行未直接参与评估的，应以其上一级参与评估分行的评估结果为准。

（二）区内企业在经办银行办理外汇收支的合规性和信用记录良好；保证提交电子单证的真实、合法、完整，并具备发送、储存电子单证的技术条件；满足经办银行出于风险管理要求的其他条件。

（三）商业银行应采取必要的技术识别等手段，确保企业提交电子单证的唯一性，避免同一单证以及与其相应的纸质单证被重复使用。

**第九条** 区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业无需开立出口收入待核查账户，货物贸易外汇收入可直接进入经常项目外汇账户。对于《货物贸易外汇管理指引实施细则》第四十条规定的贸易外汇收支业务，A类企业未通过待核查账户办理的，仍需按照该条规定的单证进行办理。

区内货物贸易外汇管理分类等级为B类和C类的企业，应当按照现行货物贸易外汇管理规定办理相关外汇业务。

**第十条** 服务贸易、收益和经常转移等对外支付单笔等值5万美元以上的，按规定提交税务备案表。

### 第三章 资本项目业务

**第十二条** 区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租

保管的技術プラットフォームを備え、且つ関連技術は電子証憑伝送、保管の完全性、安全性を保証することができる。取扱銀行が某年度外貨業務コンプライアンス・ブルーデンス経営評価（旧銀行外貨管理規定執行年度査定に当たる）の結果がB-類及びそれ以下の場合、評価結果を受け取った日から3年以内は新規顧客のために電子証憑を審査する方式で貨物貿易外貨収支を取り扱ってはならない。取扱銀行が直接評価に参加していない場合、その上級の評価に参加した分行の評価結果を基準とする。

- (2) 区内企業が取扱銀行で外貨収支を行った際のコンプライアンス性及び信用記録が良好であること。提出する電子証憑が真実で、合法で、完全であることを保証し、且つ電子証憑を送信・保管する技術条件を備えること。取扱銀行のリスク管理・コントロール要求に係るその他条件を満たすこと。
- (3) 商業銀行は必要な技術的識別等の手段を採用し、企業が提出する電子証憑の唯一性を保証し、同一証憑及びそれに相応する紙ベースの証憑が重複使用されることを避けなければならない。

**第9条** 区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA類の企業は輸出収入審査待ち口座を開設する必要がなく、貨物貿易外貨収入を経常項目外貨口座に直接入金することができる。『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』第40条が定める貿易外貨収支業務については、A類企業が審査待ち口座を通じて手続きを行っていない場合、引き続き当該条項が定める証憑に基づき手続きを行わなければならない。

区内の貨物貿易外貨管理分類等級がB類及びC類の企業は、現行の貨物貿易外貨管理規定に基づき関連の外貨業務を行わなければならない。

**第10条** サービス貿易、収益及び経常移転等の対外支払が1件あたり5万ドル相当以上の場合、規定に基づき税務届出表を提出する。

### 第3章 資本項目業務

**第11条** 区内の金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社および中国資本ファイナンスリース会社が国

人办理融资租赁时，如果其用以购买租赁物的资金 50%以上来源于自身的国内外汇贷款或外币外债，可以外币形式收取租金（详细操作规程见附 1）。

**第十二条** 允许在区内试点实施资本项目外汇收入支付便利化业务（详细操作规程见附 2）。

**第十三条** 允许区内非投资性外商投资企业在真实、合规的前提下，可按实际投资规模将资本项目外汇收入或结汇所得人民币资金依法用于境内股权投资。

**第十四条** 允许区内已确定选择“投注差”模式借用外债的企业，可调整为以跨境融资宏观审慎管理模式借用外债，一经调整不得变更。

**第十五条** 放宽企业跨境融资签约币种、提款币种、偿还币种必须一致的要求，允许区内企业提款币种和偿还币种与签约币种不一致，但提款币种和偿还币种应保持一致。

**第十六条** 允许区内企业的外债注销登记业务直接至银行办理，取消企业办理该业务的时间限定（详细操作规程见附 3）

#### 第四章 外汇市场业务

**第十七条** 具备人民币与外汇衍生产品业务资格的银行，可以按照外汇管理规定为试验区相关业务提供人民币与外汇衍生产品服务。

对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的，注册且营业场所均在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。

衍生产品的具体范围和管理应符合现行外汇管理规定，纳入银行结售汇综合头寸管

内の賃借人へファイナンスリースを行うとき、それがリース物件の購入に用いる資金の 50%以上が自社の国内外貨借入もしくは外貨外債に由来する場合、外貨の形式でリース料を受け取ることができる（詳細なオペレーション規程は添付 1 を参照）。

**第 12 条** 区内における資本項目外貨収入支払利便化業務の試行を許可する（詳細なオペレーション規程は添付 2 を参照）。

**第 13 条** 区内の非投資性外商投資企業は真実で合法である前提のもとで、実際の投資規模に基づき、資本項目外貨収入もしくは元転で得た人民元資金を法に基づき国内持分投資に用いることを許可する。

**第 14 条** 区内においてすでに「投注差」モデルを選択して外債を借り入れると決定した企業が、クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルでの外債借入への調整を許可する。ひとたび調整を行った後は、変更してはならない。

**第 15 条** 企業のクロスボーダー融資に係る契約締結通貨種類、引出通貨種類、償還通貨種類は必ず一致するとの要求を緩和し、区内企業の引出通貨種類、償還通貨種類が契約締結通貨種類と一致しないことを許可する。ただし、引出通貨種類と償還通貨種類は一致しなければならない。

**第 16 条** 区内企業の外債抹消登記業務につき、直接、銀行で行うことを許可し、企業が当該業務を行う時間的制限を撤廃する（詳細なオペレーション規程は添付 3 を参照）。

#### 第 4 章 外貨市場業務

**第 17 条** 人民元と外貨デリバティブ商品業務資格を備える銀行は、外貨管理規定に基づき試験区での関連業務のために人民元と外貨デリバティブ商品サービスを提供することができる。

規定に基づき元転・外貨転直物取引の展開が可能な国外機関に対し、登録且つ営業場所がともに区内にある銀行はそれのために人民元と外貨デリバティブ商品取引を取り扱うことができる。

デリバティブ商品の具体的な範囲及び管理は現行の外貨管理規定に合致し、銀行元転・外貨転総合ポジション管

理（通过 FT 账户办理的除外），并按现行规定向外汇局报送相关数据。

**第十八条** 允许注册且营业场所均在区内的银行为境外机构办理其境内外汇账户（外汇 NRA 账户）结汇业务（详细操作规程见附 4）。

**第十九条** 区内银行依法为境外机构发放办理贸易融资贷款的，外汇资金可发放至该境外机构在债权银行开立的外汇 NRA 账户。区内银行应在符合现行管理规定的基础上，根据展业原则为境外机构办理该业务。

**第二十条** 区内银行依法向境外机构发放外汇贷款的，可以接受外汇 NRA 账户内资金作为质押，但债权银行应监督贷款资金在境内使用。

## 第五章 附则

**第二十一条** 区内企业开展跨国公司跨境资金集中运营管理业务，其上年度本外币国际收支规模由超过 1 亿美元调整为超过 5,000 万美元，其余按照《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司跨境资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发〔2019〕7 号）办理。

**第二十二条** 外汇局依法对试验区相关业务进行监管，开展非现场统计检测，完善外汇收支预警指标体系，对异常或可疑情况进行风险提示。当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管制措施。

外汇局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点业务开展情况，逐步完善和改进试点业务内容。

**第二十三条** 试验区办理试点政策业务的企业应留存相关业务材料，以备银行和外汇局事后监督查验。除另有规定外，机构、个人

理に組み入れ（FT 口座を通じて取り扱ったものを除く）、合わせて現行の規定に基づき外貨局へ関連データを報告・送付しなければならない。

**第 18 条** 登録且つ営業場所がともに区内にある銀行が国外機関のためにその国内外貨口座（外貨 NRA 口座）における元転業務を取り扱うことを許可する（詳細なオペレーション規程は添付 4 を参照）。

**第 19 条** 区内の銀行が法に基づき国外機関のために貿易金融を実行・取り扱う場合、外貨資金を当該国外機関が債権銀行で開設した外貨 NRA 口座に入金することができる。区内の銀行は現行の管理規定に合致する基礎のうえで、業務展開の原則に基づき国外機関のために当該業務を取り扱わなければならない。

**第 20 条** 区内の銀行は法に基づき国外機関へ外貨貸付を実行する場合、外貨 NRA 口座内の資金を質権として受け入れることができる。ただし、債権銀行は貸付資金の国内における使用に対し監督しなければならない。

## 第 5 章 附則

**第 21 条** 区内企業による多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理業務の展開については、その前年度人民元・外貨国際収支規模を 1 億ドルから 5,000 万ドル超に調整し、その他につき『国家外貨管理局による「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」の印刷・配布に関する通達』（匯發〔2019〕7 号）に基づき取り扱う。

**第 22 条** 外貨局は法に基づき試験区での関連業務に対し監督・管理を行い、オフサイト統計モニタリングを展開し、外貨収支早期警戒指標体系を改善し、異常もしくは疑わしい状況に対しリスク提示を行う。国際収支に重大な不均衡が発生もしくは発生する可能性があるとき、外貨局は相応の臨時の管理制御措置をとることができる。

外貨局は国のマクロコントロール政策、外貨収支の情勢及び試行業務の展開状況に基づき、段階的に試行業務の内容を改善及び改良することができる。

**第 23 条** 試験区の試行政策業務を行う企業は関連の業務資料を保管し、銀行及び外貨局による事後の監督・検査に備えなければならない。別途規定があるものを除き、機関、

<p>应留存充分证明所涉业务真实、合法的相关文件和单证（含电子单证）等 5 年备查。办理试验区内试点政策业务的银行应遵循行业自律要求深入进行尽职调查，依法办理业务，并加强事后监督。发现相关业务和办理主体存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。外汇局依法对试验区相关业务进行现场监督检查和调查。</p>	<p>個人はそれに係る業務が真実で合法であると十分に証明できる関連文書及び証憑（電子証憑を含む）等を 5 年間保管し検査に備えなければならない。試験区での試行政策業務を取り扱う銀行は業界の自律要求を遵守しデューディジエンスを深く行い、法に基づき業務を取り扱い、合わせて事後の監督を強化しなければならない。関連業務及び取扱主体に異常もしくは疑わしい状況があると発見した場合、速やかに外貨局へ報告しなければならない。外貨局は法に基づき試験区での関連業務に対し立入検査と調査を行う。</p>
<p><b>第二十四条</b> 机构、个人违规的，依法按照《中华人民共和国外汇管理条例》等进行处罚，并视情节暂停或取消相关主体办理本实施细则规定的相关业务。</p> <p><b>第二十五条</b> 本实施细则自发布之日起施行，未尽事宜按照现行外汇管理规定办理。《国家外汇管理局上海市分局关于印发〈进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则〉的通知》（上海汇发[2018]1号）同时废止。</p>	<p><b>第 24 条</b> 機関、個人が規則に違反した場合、法に基づき『中華人民共和国外貨管理条例』等に基づき処罰し、合わせて情状をみて、関連主体による本実施細則が定める関連業務の取扱を一時的に停止もしくは取り消す。</p> <p><b>第 25 条</b> 本実施細則は公布の日より施行し、定めがない事項は現行の外貨管理規定に基づき取り扱う。『国家外貨管理局上海市分局による「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則」の印刷・配布に関する通達』（上海匯發[2018]1 号）は同時に廃止する。</p>
<p>附 1:</p> <p style="text-align: center;">试验区融资租赁外汇管理业务操作指引</p>	<p>添付 1 :</p> <p style="text-align: center;">試験区におけるファイナンスリース外貨管理業務 オペレーションガイドライン</p>
<p><b>一、允许融资租赁类公司融资租赁业务境内收取外币租金</b></p> <p>（一）区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司（以下简称融资租赁类公司）办理融资租赁业务时，如用以购买租赁物的资金 50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债，可以在境内以外币形式收取租金。</p> <p>（二）承租人凭出租人出具的支付外币租金通知书、能够证明“用以购买租赁物的资金 50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债”</p>	<p><b>1. ファイナンスリース類会社のファイナンスリース業務につき国内で外貨建てリース料を受け取ることを許可する</b></p> <p>(1) 区内の金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社及び中国資本ファイナンスリース会社（以下「ファイナンスリース類会社」という）がファイナンスリース業務を取り扱うとき、リース物件の購入に用いる資金の 50%以上が自社の国内外貨借入もしくは外貨建て外債に由来する場合、国内で外貨の形式でリース料を受け取ることができる。</p> <p>(2) 賃借人は賃貸人が発行する外貨建てリース料支払通知書、「リース物件の購入に用いる資金の 50%以上が自社の国内外貨借入もしくは外貨外債に由来す</p>

债”的证明文件等，到银行办理对出租人的租金购付汇手续。

(三) 区内融资租赁类公司收取的外币租金收入，可以进入自身按规定在银行开立的外汇账户（应划入其他资本项目专用账户）；超出偿还外币债务所需的部分，可直接在银行办理结汇。

(四) 融资租赁采用回租结构的，出租人可选择外币或人民币形式向承租人支付租赁设备价款。承租人收取外币的，可以办理结汇。

## 二、便利融资租赁项目货款支付

(一) 允许区内融资租赁项目公司从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给承租人，凭合同、商业单证等材料办理付汇手续。

(二) 单证审核要求。

1、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入飞机并租赁给境内承租人的，凭国家发展改革委出具给航空公司的飞机购买或租赁批文、购买合同、商业单证等办理付汇手续。支付预付款时无法提供国家发展改革委批文的，可事后向银行补充提供。

2、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入船舶和大型设备并租赁给境内承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续。

3、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境外承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续，

る」ことを証明できる文書等をもって、銀行で賃貸人に対するリース料の外貨購入・支払手続きを行う。

- (3) 区内のファイナンスリース類会社が受け取る外貨建てリース料収入は、規定に基づき自ら銀行で開設した外貨口座（その他資本項目専用口座に振り替えなければならない）に入金することができる。外貨債務償還に必要な分を超える部分については、直接銀行で元転することができる。
- (4) ファイナンスリースでリースバック構造を採用する場合、賃貸人は外貨もしくは人民元の形式を選択し、賃借人にリース設備代金を支払うことができる。賃借人が外貨で受け取る場合、元転することができる。

## 2. ファイナンスリースプロジェクトの貨物代金支払を利便化する

- (1) 区内のファイナンスリースプロジェクト会社は国外から航空機、船舶及び大型設備を購入し合わせて賃借人にリースするとき、契約、商業証憑等の資料をもって外貨支払手続きを行うことを許可する。
- (2) 証憑審査の要求。
  1. 区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社は、国外から航空機を購入し合わせて国内の賃借人にリースする場合、国家発展改革委員会が航空会社に発行する航空機購入もしくはリースに係る批准文書、購入契約、商業証憑等をもって外貨支払手続きを行う。前払金を支払うとき国家発展改革委員会の批准文書を提出できない場合、事後に銀行に補足提出することができる。
  2. 区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社は、国外から船舶及び大型設備を購入し合わせて国内の賃借人にリースする場合、契約、商業証憑等をもって外貨支払手続きを行う。
  3. 区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社は、国外から航空機、船舶及び大型設備を購入し合わせて国外の賃借人にリー

<p>外汇局可按照无关单外汇支付方式进行核查。</p> <p>4、区内融资租赁公司或其项目公司支付预付货款后，须按规定通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行相应的企业报告。</p> <p>5、付汇银行根据与境外签订的购买合同，办理对外支付手续时，若购买合同由联合购买人签订的，付汇银行根据合同办理融资租赁项目公司对外支付手续。</p> <p>6、区内融资租赁公司或其项目公司购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境内承租人，依据相关规定收取外币租金。</p> <p>(三) 监测管理。融资租赁项目公司支付预付货款后，由付汇银行办理相应的台账登记，跟踪项目进境或转租境外的情况，并及时报告外汇局。</p>	<p>スする場合、契約、商業証憑等をもって外貨支払手続きを行い、外貨局は通貨申告書なし外貨支払方式に基づき審査を行うことができる。</p> <p>4. 区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社は前払金を支払った後、規定に基づき貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業端末）を通じて相応の企業報告を行わなければならない。</p> <p>5. 外貨支払銀行が国外と締結した購入契約に基づき、対外支払手続きを取り扱うとき、購入契約が共同購入者により締結されている場合、外貨支払銀行は契約に基づきファイナンスリースプロジェクト会社の支払手続きを行う。</p> <p>6. 区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社は航空機、船舶及び大型設備を購入し合わせて国内の債借人にリースする場合、関連規定に基づき外貨建てリース料を受け取る。</p> <p>(3) モニタリング管理。ファイナンスリースプロジェクト会社は前払代金を支払った後、外貨支払銀行が相応の台帳登記を取り扱い、プロジェクトの入国もしくは国外への転リースの状況を追跡し、合わせて速やかに外貨局に報告する。</p>
<p>附 2:</p> <p style="text-align: center;"><b>资本项目外汇收入支付便利化 试点业务操作指引</b></p> <p>一、区内符合条件的企业可试点资本项目外汇收入支付便利化业务。办理资本项目外汇收入用于境内支付使用时，可凭《资本项目外汇收入支付便利化试点业务支付命令函》（见附 2-1）直接在符合条件的银行办理，无需事前逐笔提交真实性证明材料。</p> <p>前款所称资本项目外汇收入，包括外汇资本金、境内资产变现账户内资金、境内再投资专用账户内资金、外币外债资金和境外上市调回资金。</p> <p>二、外汇局对资本项目外汇收入支付便利化</p>	<p>添付 2 :</p> <p style="text-align: center;"><b>資本項目外貨収入支払利便化試行業務 オペレーションガイドライン</b></p> <p>1. 区内の条件に合致する企業は資本項目外貨収入支払利便化業務を試行することができる。資本項目外貨収入を国内での支払に使用するとき、『資本項目外貨収入支払利便化試行業務支払指示書』（添付 2-1 を参照）を以て直接、条件に合致する銀行で行うことができ、事前に 1 件ごとに真実性に係る証明資料を提出する必要がない。</p> <p>前項がいう資本項目外貨収入には、外貨建て資本金、国内資産現金化口座内の資金、国内再投資専用口座内の資金、外貨建て外債資金及び国外上場による戻入資金が含まれている。</p> <p>2. 外貨局は資本項目外貨収入支払利便化試行業務に対し</p>

试点业务实时宏观审慎管理。区内企业享受资本项目外汇收入支付便利化的额度为：企业资本项目收入发生额×宏观审慎系数。宏观审慎系数暂定为1，外汇局可根据外汇收支形势适时对宏观审慎系数进行调节。宏观审慎系数小于1时，企业资本项目外汇收入中便利化额度外的部分，执行现行资本项目支付管理政策；如届时现行政策有所调整，执行调整后政策。

**三、试点资本项目外汇收入支付便利化试点业务的企业应为区内的非金融企业（房地产企业、政府融资平台除外），并符合以下条件：**

- (一) 近一年无外汇行政处罚记录（成立不满一年的企业，自成立之日起无外汇行政处罚记录）；
- (二) 如为货物贸易外汇收支名录企业，其货物贸易分类结果应为A类。

**四、经办资本项目外汇收入支付便利化试点业务的银行应符合以下条件：**

- (一) 已开通国家外汇管理局资本项目信息系统；
- (二) 上年度外汇业务合规与审慎经营评估（原银行执行外汇管理规定年度考核）结果为B类（不含B-）及以上（如有）；
- (三) 具有完善的内控制度和风险防范措施。

**五、经办银行在办理资本项目外汇收入支付便利化试点业务时，应审核企业资质是否符合本规程第三条的规定，并按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.2版）〉的通知》（汇发〔2019〕1号）的要求，及时报送相关账户、境内划转、账户内结售汇等信息。结汇待支付账户与其他**

**リアルタイムでマクロプルーデンス管理を行う。区内企業が資本項目外貨収入支払利便化試行業務を享受できる限度額は、企業の資本項目収入発生額×マクロプルーデンス係数とする。マクロプルーデンス係数は暫定的に1とし、外貨局は外貨収支の情勢に基づきマクロプルーデンス係数に対し適時、調整を行うことができる。マクロプルーデンス係数が1を下回るとき、企業の資本項目外貨収入における利便化限度額以外の部分につき、現行の資本項目支払管理政策を執行する。その際に現行の政策が調整される場合、調整後の政策を執行する。**

**3. 資本項目外貨収入支払利便化試行業務を試行する企業は区内の非金融企業（不動産企業、政府系融資プラットフォームを除く）であり、以下の条件に合致しなければならない。**

- (1) 直近1年間において外貨関連行政処罰記録がないこと（設立して1年未満の企業は、設立した日より外貨関連行政処罰記録がないこと）。
- (2) 貨物貿易外貨収支リスト掲載企業である場合、その貨物貿易分類結果はA類でなければならない。

**4. 資本項目外貨収入支払利便化試行業務を取り扱う銀行は以下の条件に合致しなければならない。**

- (1) すでに国家外貨管理局資本項目情報システムを開通していること。
- (2) 前年度の外貨業務コンプライアンス・プルーデンス経営評価（旧銀行外貨管理規定執行年度査定に当たる）の結果がB類（B-は含まず）及びそれ以上（ある場合）であること。
- (3) 完備された内部統制制度及びリスク防止措置を備えること。

**5. 取扱銀行は資本項目外貨収入支払利便化試行業務を取り扱うとき、企業の資格が本規定第3条の規定に合致するか否かを審査し、合わせて『国家外貨管理局による「金融機関外貨業務データ採集規範（バージョン1.2）」の公布に関する通達』（匯發〔2019〕1号）の要求に基づき、速やかに開通の口座、国内での振替、口座内における元転・外貨転等の情報を報告・送付しなければならない。元転支払**

<p>人民币账户之间的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“交易附言”栏中包含“CIPP”字样；账户内结汇后与除结汇待支付以外其他人民币账户之间的资金划转，应报送结汇信息，并在“结汇详细用途”栏中包含“CIPP”字样。</p>	<p>待ち口座及びその他人民元口座間の資金振替は、国内資金受取・支払証憑の記入を通じて国内振替情報を報告・送付し、合わせて「取引メッセージ」欄において「CIPP」の文字を含むようにしなければならない。口座内での元転後、元転支払待ち口座を除くその他人民元口座との間での資金振替は、元転情報を報告・送付し、合わせて「元転用途の詳細」欄において「CIPP」の文字を含むようにしなければならない。</p>
<p>六、经办银行应对所办理的资本项目外汇收入支付便利化试点业务进行事后抽查。抽查比例和频次可根据企业及业务风险状况确定，每季度抽查比例不低于支付总金额的10%。经办银行发现存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。</p> <p>七、经办银行应于每季度初10个工作日内向外汇局上报《资本项目外汇收入支付便利化试点业务季度报表》（见附2-2）及《资本项目外汇收入支付便利化试点业务事后抽查情况表》（见附2-3）</p>	<p><b>6. 取扱銀行はそれが取り扱った資本項目外貨収入支払利便化試行業務に対し事後の抜き取り検査を行わなければならない。</b>抜き取り検査の割合及び頻度は企業及び業務のリスク状況に基づき確定することができ、四半期ごとの抜き取り検査の割合は支払総額の10%を下回らない。取扱銀行が異常もしくは疑わしい状況を発見した場合、速やかに外貨局へ報告しなければならない。</p> <p><b>7. 取扱銀行は毎四半の期初10営業日以内に外貨局へ『資本項目外貨収入支払利便化試行業務四半期報告表』（添付2-2を参照）及び『資本項目外貨収入支払利便化試行業務事後抜き取り検査状況表』（添付2-3を参照）を報告しなければならない。</b></p>
<p>附3： 非银行债务人外债注销登记业务操作指引</p> <p>一、注册在区内且已办理外债登记业务的非银行金融机构、中资企业、外商投资企业（以下简称企业）已登记外债合同项下的未偿余额为零且不再发生提款的，在办妥最后一笔还本付息业务、关闭相关外债账户后，企业可向银行申请办理外债注销登记。</p> <p>二、企业申请办理外债注销登记业务的，应向银行提交以下材料：</p> <p>（一）外债注销登记业务申请书（见附3-1）；</p> <p>（二）《业务登记凭证》《境内机构外债签约情况表》（提供最新原件）；</p> <p>（三）本笔外债对应外债账户的开户银行出具的已关闭账户证明（另有规定的除外）；</p>	<p>添付3： <b>非銀行債務者による外債抹消登記業務 オペレーションガイドライン</b></p> <p><b>1. 区内で登録し且つすでに外債登記業務を行ったノンバンク金融機関、中国資本企業、外商投資企業（以下「企業」という）が外債契約に係る未償還残高をゼロと登記し且つ今後、引出が発生しない場合、最後の1件の元利返済業務を適切に行い、関連の外債口座を閉鎖した後、企業は銀行へ外債抹消登記を申請することができる。</b></p> <p><b>2. 企業が外債抹消登記の取扱を申請する場合、銀行へ以下の資料を提出しなければならない。</b></p> <p>(1) 外債抹消登記業務申請書（添付3-1を参照）。</p> <p>(2) 『業務登記証憑』『国内機関外債契約状況表』（最新の原本を提供）。</p> <p>(3) 当該外債に対応する外債口座の口座開設銀行が発行する口座閉鎖証明（別途規定があるものを除く）。</p>

(四) 针对前述材料的补充说明。

**三、银行应核实企业提交的申请材料是否齐全，并核实企业对应外债合同项下外债提款、还本付息、外债账户关户等情况，依照《业务登记凭证》《境内机构外债签约情况表》在资本项目信息系统银行端查看该笔外债控制信息表，确认是否符合外债注销登记办理要求。经办银行发现存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。**

对于企业提交材料不齐全的，银行应告知企业补充材料，在企业提供齐备且符合要求的材料后，银行方可为其办理外债注销登记业务。

银行审核通过后，应在资本项目信息系统办理注销手续，在企业《境内机构外债签约情况表》原件上标注“注销”字样并加盖银行业务印章后退还企业复印件，原件留存。

**四、外汇局按季度对辖内银行办理上述业务情况进行非现场核查，视情况抽取部分银行就业务办理的合规性进行现场核查。**

外汇局根据核查结果，视情况对涉嫌违规银行采取约谈谈话、风险提示、通报批评、取消试点业务办理资格等后续管理措施。

(一) 对银行留存资料和系统操作不符合要求的，外汇局除责成其立即整改并纠正差错外，还可通过约谈方式督促银行加强外汇管理政策法规的学习和业务培训。

(二) 对于存在企业未关闭外债账户、未办妥最后一笔还本付息业务但却为企业办理外债登记注销业务的银行，外汇局向其发放风险提示函。在对银行外汇业务进行微观合规与宏观审慎评估时，外汇局将依据“关户不

(4) 前述資料に対する補足説明。

**3. 銀行は企業が提出する申請資料が完備しているか否かについて確認し、合わせて企業に対応する外債契約に係る外債引出、元利返済、外債口座閉鎖等の状況を確認し、『業務登記証憑』『国内機関外債契約状況表』に基づき、資本項目情報システムの銀行端末において当該外債のコントロール情報表をチェックし、外債抹消登記の取扱要求に合致する否かを確認しなければならない。取扱銀行が異常もしくは疑わしい状況が存在すると発見した場合、速やかに外貨局へ報告しなければならない。**

企業の提出した資料が不完全なものに対し、銀行は企業に資料を補足するよう告知し、企業が完全で且つ要求に合致する資料を提出した後、銀行はそれのために外債抹消登記業務を取り扱うことができる。

銀行は審査し通過した後、資本項目情報システムにおいて抹消手続きを行い、企業の『国内機関外債契約状況表』の原本に「抹消」の文字を記入し合わせて銀行業務印章を捺印した後に企業に写しを返し、原本を保管しなければならない。

**4. 外貨局は四半期ごとに管轄内の銀行による上述業務の取扱状況に対しオフサイト確認・検査を行い、状況をみて一部の銀行を抜き取り、業務取扱のコンプライアンス性について立入確認・検査を行う。**

外貨局は確認・検査の結果に基づき、状況をみて規則違反に係る銀行に対し窓口指導、リスク提示、通報・批判、試行業務取扱資格の取消等の後続の管理措置をとる。

(1) 銀行が保管した資料及びシステムオペレーションが要求に合致しない場合、外貨局は直ちに是正し合わせて誤りを改めるよう命じるほか、窓口指導の方法を通じて銀行が外貨管理政策法規の学習及び業務研修を強化するよう督促することができる。

(2) 企業が外債口座を閉鎖しておらず、最後の1件の元利返済業務を適切に行っていないにもかかわらず企業のために外債登記抹消業務を取り扱った銀行に対し、外貨局はそれにリスク提示書を発行する。銀行の外貨業務に対しミクロコンプライアンス及びマク

符合要求”的扣分标准，在银行“外债和对外担保业务合规性”项下进行扣分处理，每错1笔扣0.1分。

对于半年内上述两项所列差错累计出现超过3次的银行，外汇局在辖内对其差错情况通报批评；对于一年内上述两项行所列差错累计出现超过6次的银行，外汇局应取消其本试点业务办理资格。

ロップルーデンス評価を行うとき、外貨局は「口座閉鎖の要求に合致しない」との減点基準に基づき、銀行の「外債及び对外担保業務のコンプライアンス性」の項目において減点処理を行い、1件の誤りにつき0.1点を減点する。

半年以内に上述2項が掲げる誤りが累計して3回以上発生した銀行に対し、外貨局は管轄内においてその誤りの状況について通報・批判する。1年内に上述2項が掲げる誤りが累計して6回以上発生した銀行に対し、外貨局はその本試行業務の取扱資格を取り消す。

**附4：**  
**试验区境外机构境内外汇账户  
 结汇业务操作指引**

一、境外机构按规定在注册于区内的银行开立的外汇账户（即外汇 NRA 账户）内资金可以结汇。  
 二、结汇所得人民币资金应支付境内使用，不得划转境外或进入 FT 账户及人民币 NRA 账户等。  
 三、银行按照不落地结汇方式办理外汇 NRA 账户结汇。

（一）银行应通过银行内部账户办理结汇及支付，结汇及支付时可不审单。

（二）外汇资金原则上不落地结汇后2个工作日内划入收款银行账户，收款银行按规定审核收款方提供的经常项目或资本项目单证后办理资金入账。

（三）如收款银行审核后认为资金不合规无法入账或发生交易撤销引起退汇的，无论经常、资本项下交易，该笔人民币资金原路退回结汇银行，结汇银行应在收到款项当天通过不落地购汇后原路退回外汇 NRA 账户。

**添付4：**  
**試験区における国外機関国内外貨口座の元転業務  
 オペレーションガイドライン**

1. 国外機関は規定に基づき、区内で登録している銀行にて開設した外貨口座（即ち外貨 NRA 口座）内の資金につき元転することができる。
2. 元転で得た人民元資金は国内での支払に使用しなければならず、国外へ振替もしくは FT 口座及び人民元 NRA 口座等に入金してはならない。
3. 銀行は直接的な元転方式に基づき外貨 NRA 口座の元転を取り扱う。
  - (1) 銀行は銀行内部の口座を通じて元転及び支払を取り扱い、元転及び支払を行うときに資料を審査しなくても良い。
  - (2) 外貨資金は原則上、直接元転後の2営業日以内に受取銀行の口座へ振替し、受取銀行は規定に基づき受取側が提供する経常項目もしくは資本項目の証憑を審査した後に資金の入金を取り扱う。
  - (3) 受取銀行が審査した後に資金がコンプライアンスに合致しないと認識し入金できない、もしくは取引の取消が生じて外貨返還をもたらす場合、経常、資本項目に係る取引にかかわらず、当該人民元資金はもとのルートで元転銀行へ返却し、元転銀行は資金を受け取った当日に直接外貨購入後、もとのルートで外貨 NRA 口座へ返却しなければならない。

(四) 退回过程中发生的货币转换损失或收益由境外机构（或境外机构与其交易对手协商）承担。

(五) 根据《银行结售汇统计制度》(汇发[2006]42号), 非居民机构办理结汇按照人民币资金用途确定统计项目的具体归属。

**四、银行为境外机构办理其外汇 NRA 账户结汇过程中发现存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。**

(4) 返却の過程において生じる通貨転換の損失もしくは収益は国外機関（もしくは国外機関及びその取引相手が協議する）が引き受ける。

(5) 『銀行元転・外貨転統計制度』(匯發[2006]42号)に基づき、非居住者機関が行う元転は人民元資金の使途に基づき統計項目の具体的な帰属を確定する。

**4. 銀行は国外機関のためにそれの外貨 NRA 口座に係る元転を取り扱う過程において異常もしくは疑わしい状況が存在すると発見した場合、速やかに外貨局へ報告しなければならない。**

附 2-1:

## 资本项目外汇收入支付便利化试点业务支付命令函

\_\_\_\_\_银行（行号：\_\_\_\_\_）：

请贵行按以下要求办理本公司资本项目账户资金相关支付：

- 从结汇待支付账户办理对外支付      境内直接付汇  
结汇后直接对外支付

支付账户类型		支付账户账号		是否办理资本项目收入 相关登记手续	
				<input type="checkbox"/> 是，业务编号为 _____	<input type="checkbox"/> 否 _____
收款人	收款人所属行业	支付金额及币种	收款人开户银行名称	收款人账号	支付资金用途
合计					

本公司承诺（请在对应□打钩）：

本公司已认真阅读并完全理解所附填表说明及相关重要提示，本公司填写的《资本项目外汇收入支付便利化试点业务支付命令函》，其内容真实有效，本公司保证在经营范围内合规使用此次申请支付的资金。如擅自改变支付用途或虚假承诺，依照《中华人民共和国外汇管理条例》及相关法规，本公司及其法定代表人愿意承担相应法律责任。

本公司近一年无外汇行政处罚记录。

本公司货物贸易分类结果为A类（如有）。

联系人：

联系电话：

\_\_\_\_\_公司（盖章）

公司法定代表人（被授权人）签章：

年   月   日

注：请仔细阅读后附填写说明及重要提示。

《资本项目外汇收入支付便利化试点业务支付命令函》填表说明：

1. 请在□从结汇待支付账户办理对外支付、□境内直接付汇、□结汇后直接对外支付前的方框中打钩，“结汇后直接对外支付”指资本项目账户内资金结汇后直接支付给实际收款人；“境内直接付汇”指从资本项目账户直接支付外汇给境内实际收款人；“从结汇待支付账户办理对外支付”指将结汇待支付账户内的人民币资金支付使用。本选项只能单选，如同时包括各种情况，请分别填写支付命令函。
2. 支付账户类型是指划出支付资金的账户类型，包括但不仅限于：资本金账户、境内再投资账户、境内资产变现账户、境外资产变现账户、外债专用账户、境外上市专用账户、结汇待支付账户等。
3. 填写支付资金用途时，请按标准用途项目填写（支付货款、支付工程款、支付保证金非同名、支付咨询费、支付其他服务费用、预付款、支付税款、支付工资等劳务报酬、土地出让金、购房、购买其他固定资产、股权出资、偿还银行贷款、同名划转、备用金、现钞、个人、购买银行保本型投资产品、融资租赁、担保履约、小额贷款、保理业务、其他）。选择预付款或其他的，请另行提交资金用途说明。支付资金用途不同需分开填写。
4. 公司法人代表授权委托他人填写本表的，另需提供授权委托书。

**重要提示：**

1. 境内机构的资本项目外汇收入及其结汇所得人民币资金的使用，应当遵守以下规定：不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；除另有明确规定外，不得直接或间接用于证券投资或除银行保本型产品之外的其他投资理财；不得用于向非关联企业发放贷款，经营范围明确许可的情形除外；不得用于建设、购买非自用房地产（房地产企业除外）；境内机构与其他当事人之间对资本项目收入适用范围存在合同约定的，不得超出该合同约定范围使用相关资金。除另有规定外，当事人之间的合同约定不得与上述规定存在冲突。
2. 单一机构每月资本项目收入的备用金支付累计金额不得超过等值 20 万美元。

附 2-2:

## 资本项目外汇收入支付便利化试点业务季度报表

填报单位:		(公章)			填报季度:		年第____季度	
企业社会 统一信用 码	企业名 称	资本项 目 收入类 型	收入 币种	支付 日期	支付币 种	支付金额 (折万美元)	收款 人名 称	资金用 途

注：资本项目收入类型包括外汇资本金、境内再投资专用账户资金、境内资产变现账户资金、外债资金和境外上市调回资金。

填报人：

联系电话：

附2-3:

## 资本项目外汇收入支付便利化试点业务事后抽查情况表

XX 银行XX 分行XX 年X 季度办理资本项目外汇收入支付便利化试点业务总金额\_\_\_\_\_万美元，事后抽查金额\_\_\_\_\_万美元，占比\_\_\_\_%。

序号	企业社会统一信用代码	企业名称	支付日期	支付币种	支付金额	支付金额折美	结汇/支付用途	结汇或对外支付账户账号	人民币收款人名称	人民币账户账号	申报号码	金融机构标识码	金融机构名称	事后抽查日期
合计	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

填报人:

联系电话:

填表说明:

1. 仅填写银行已开展事后抽查的结汇、支付业务明细。
2. 申报号码一栏: 从资本项目外汇账户结汇后直接对外支付的, 填写资本项目信息系统结汇数据申报号码; 从结汇待支付账户对外支付的, 填写境内汇款申请书单号。

附3-1:

## 外债注销登记业务申请书

(银行名称):

我公司（企业代码：）外债登记业务编号为的外债合同项下债务资金已于年月日偿还完毕。该笔外债目前未偿余额为零且今后不再提款及付息，并已关闭该笔外债对应的所有外债账户（如下表所示）：

开户银行	账号	关闭时间

根据《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发〔2013〕19号）、《中国人民银行关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知》（银发〔2017〕9号）以及相关外汇管理规定，我公司现就上述外债登记事项申请办理外债注销登记手续。

我公司承诺对业务申请书填写的信息及提交的申请材料的真实性、准确性负责，并接受国家外汇管理部门的监督、管理和检查。

联系人: \_\_\_\_\_

联系电话: \_\_\_\_\_

(公司公章)

年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

## 【ご注意】

- 法律上、会計上の助言**: 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持**: 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権**: 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責**:
  - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。